

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年11月24日

【会社名】 シスコ・システムズ・インク
(Cisco Systems, Inc.)

【代表者の役職氏名】 上席副社長、コーポレート・コントローラー兼
最高会計責任者
プラット・S. バット
(Prat S. Bhatt, Senior Vice President,
Corporate Controller and Chief Accounting Officer)

【本店の所在の場所】 アメリカ合衆国95134-1706カリフォルニア州
サンノゼ市、ウエスト・タスマン・ドライブ 170番地
(170 West Tasman Drive, San Jose,
CA 95134-1706 U.S.A.)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 松 添 聖 史

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区六本木一丁目9番10号
アークヒルズ仙石山森タワー28階
ベーカー&マッケンジー法律事務所(外国法共同事業)

【電話番号】 (03)6271-9900

【事務連絡者氏名】 弁護士 渡 邊 大 貴

【連絡場所】 東京都港区六本木一丁目9番10号
アークヒルズ仙石山森タワー28階
ベーカー&マッケンジー法律事務所(外国法共同事業)

【電話番号】 (03)6271-9900

【縦覧に供する場所】 なし

(注1) 別段の記載がある場合を除き、本書に記載の「米ドル」はアメリカ合衆国ドルを指す。本書において便宜上記載されている日本円は、1米ドル=103.35円(株式会社三菱UFJ銀行の2020年11月9日現在の対顧客電信直物売買相場仲値)により換算されている。

1 【提出理由】

2020年10月7日、シスコ・システムズ・インク（以下「当社」という。）の取締役会は、2020年12月10日に開催される当社の年次株主総会において当社株主の承認を得ることを条件として、当社の設立州をカリフォルニア州からデラウェア州に変更（以下「法人再設立」という。）する提案を承認した。当社株主が承認した場合、本合併契約及び計画（以下「本合併契約」という。）の条項に基づいて、法人再設立を実施する目的のみのためにデラウェア州に設立される当社の新設完全子会社（以下「シスコ・システムズ・デラウェア」又は「存続会社」という。）と当社との合併（以下「本合併」という。）により、法人再設立は達成される。本合併契約に基づき、当社はシスコ・システムズ・デラウェアと合併し、当社は独立した存在としての法人ではなくなり、シスコ・システムズ・デラウェアが本合併の効力発生に伴い存続会社となる。法人再設立後の当社の名称は、現社名のままシスコ・システムズ・インク（Cisco Systems, Inc.）とする。以下の説明において、現在、カリフォルニア州法に基づく法人として存在する当社は、「シスコ・システムズ・カリフォルニア」と表示される場合がある。

このため、当社は金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第19条第2項第7号の3の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものである。

2 【報告内容】

(1) 当該吸収合併の相手会社についての事項

(a) 商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	シスコ・システムズ・デラウェア (Cisco Systems (DE), Inc.)
本店の所在地	主たる事業の場所：アメリカ合衆国95134-1706カリフォルニア州、サンノゼ市、ウエスト・タスマン・ドライブ 170番地 (170 West Tasman Drive, San Jose, California 95134-1706, U.S.A) デラウェア州における登録事務所：アメリカ合衆国19808-1674デラウェア州、ニューカッスル郡、ウィルミントン、リトル・フォールズ・ドライブ 251番地 (251 Little Falls Drive, Wilmington, New Castle County, Delaware 19808-1674, U.S.A)
代表者の氏名	氏名：チャールズ・H.ロビンズ (Charles H. Robbins) 役職：会長兼最高経営責任者 (Chairman and Chief Executive Officer)
資本金の額 (普通株式及び資本剰余金)	提出日現在未定
純資産の額 (株主資本合計)	提出日現在未定
総資産の額	提出日現在未定
事業の内容	シスコ・システムズ・デラウェアは、法人再設立を実施する目的のみのためにデラウェア州に設立される予定の当社の新設完全子会社である。

(b) 最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

該当事項なし。シスコ・システムズ・デラウェアは、法人再設立を実施する目的のために今後設立されるため、まだ事業年度はない。

(c) 大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

シスコ・システムズ・デラウェアはまだ設立されていないが、設立された場合、シスコ・システムズ・デラウェアの株式の100%はシスコ・システムズ・カリフォルニアにより保有される。

(d) 提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

シスコ・システムズ・デラウェアは、法人再設立を実施する目的のみのためにデラウェア州に設立される当社の新設完全子会社である。

(2) 当該吸収合併の目的

この取引の目的は、法人再設立を実施することである。取締役会は、本合併契約に規定される条項に基づき、シスコ・システムズ・カリフォルニアがシスコ・システムズ・デラウェアに吸収合併されることは、適切であり、シスコ・システムズ・カリフォルニア及びその株主の最大の利益であると考えます。

(3) 当該吸収合併の方法、吸収合併消滅会社となる会社の株式1株に割り当てられる吸収合併存続会社となる会社の株式の数その他の財産の内容、その他の吸収合併契約の内容

(a) 当該吸収合併の方法

本合併契約、デラウェア州一般会社法及びカリフォルニア州一般会社法の規定に従い、シスコ・システムズ・カリフォルニアはシスコ・システムズ・デラウェアに吸収合併されるものとし、独立した存在としてのシスコ・システムズ・カリフォルニアは消滅する一方、シスコ・システムズ・デラウェアは本合併後存続し、引き続きデラウェア州法により統治され、存続会社となる。存続会社の名称は、「シスコ・システムズ・インク (Cisco Systems, Inc.)」である。

(b) 吸収合併消滅会社となる会社の株式1株に割り当てられる吸収合併存続会社となる会社の株式の数

効力発生時直前に発行済であるシスコ・システムズ・カリフォルニアの普通株式（1株当たり額面0.001米ドル（0.1円））の各株式は、効力発生時（以下に定義する）に、本合併により、かつシスコ・システムズ・カリフォルニア及びシスコ・システムズ・デラウェア、当該株式の保有者又はその他の者の何らの行為も必要とせず、全額払込済で追加払込義務のない存続会社の普通株式（1株当たり額面0.001米ドル（0.1円））に自動的に転換される。

法人再設立の直前に当社が現在維持している各株式報酬制度は、シスコ・システムズ・デラウェアにより引き受けられ、継続され、当該制度に基づく当社の普通株式の購入又は受領のための法人再設立前の株式報酬は、かかる報酬のその他の条件に変更を加えることなく、等しい数のシスコ・システムズ・デラウェア普通株式を購入又は受領するための株式報酬に転換される。

(c) 吸収合併消滅会社となる会社の株主に割り当てられるその他の財産の内容

該当事項なし。

(d) 取引の日程

当社株主が年次株主総会で法人再設立を承認した場合、当社は、当社が当事者である一定の契約に関する第三者による一定の同意及び承認の取得並びに規制当局への所定の通知の提出を含む一定の法的手続きの完了を条件として、年次総会後合理的に実行可能な限り速やかに法人再設立を発効させることを意図している。

(e) その他の吸収合併契約の内容

本合併は、デラウェア州の州務長官への合併証明書の提出時、又はシスコ・システムズ・カリフォルニア及びシスコ・システムズ・デラウェアが合意し合併証明書に明記するそれより後の時点（以下「効力発生時」という。）に発効するものとする。効力発生時に、シスコ・システムズ・カリフォルニア及びシスコ・システムズ・デラウェアの全ての資産、財産、権利、特権、権限及び営業許可は、存続会社に帰属するものとし、シスコ・システムズ・カリフォルニア及びシスコ・システムズ・デラウェアの全ての債務、負債、責任、制限及び義務は、存続会社の債務、負債、責任、制限及び義務となるものとする。

(4) 吸収合併に係る割当ての内容の算定根拠

当社の全ての資産及び負債が存続会社に移転される。

(5) 当該吸収合併の後の吸収合併存続会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	シスコ・システムズ・デラウェアが存続会社となる。存続会社の名称はシスコ・システムズ・インク (Cisco Systems, Inc.) である。
----	--

本店の所在地	主たる事業の場所：アメリカ合衆国95134-1706カリフォルニア州、サンノゼ市、ウエスト・タスマン・ドライブ 170番地 (170 West Tasman Drive, San Jose, California 95134-1706, U.S.A) デラウェア州における登録事務所：アメリカ合衆国19808-1674デラウェア州、ニューカッスル郡、ウィルミントン、リトル・フォールズ・ドライブ 251番地 (251 Little Falls Drive, Wilmington, New Castle County, Delaware 19808-1674, U.S.A)
代表者の氏名	氏名：チャールズ・H.ロビンス (Charles H. Robbins) 役職：会長兼最高経営責任者 (Chairman and Chief Executive Officer)
資本金の額(普通株式及び資本剰余金)	法人再設立の後決定される。法人再設立の日現在の当該金額は、法人再設立直前の当社の資本金の額と同額である。
純資産の額(株主資本合計)	法人再設立の後決定される。法人再設立の日現在の当該金額は、法人再設立直前の当社の純資産の額と同額である。
総資産の額	法人再設立の後決定される。法人再設立の日現在の当該金額は、法人再設立直前の当社の総資産の額と同額である。
事業の内容	法人再設立前の当社の事業と同じ。当社は、ネットワーキング、セキュリティ、コラボレーション、アプリケーション、クラウドを網羅するインテントベースのテクノロジーを統合し、インターネットを推進するテクノロジーの世界的なリーダーである。当社の製品・技術は、「インフラストラクチャー・プラットフォーム」、「アプリケーション」、「セキュリティ」及び「その他」に分類される。当社は、製品の提供に加えて、テクニカルサポートサービスや先進的なサービスなど、幅広いサービスを提供している。